

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
当分の翌日
に於ては、
休息日と
する）

目次

- ◇告 示 中海地区新産業都市建設協議会共同設置規約
- ◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

告 示

鳥取県告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定により、新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第十七号）第十六条第一項の新産業都市建設協議会を次の規約により鳥根県と共同して設置したので、地方自治法第二百五十二条の七第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

昭和四十二年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

中海地区新産業都市建設協議会共同設置規約

（共同設置）

- 第一条 鳥取県及び鳥根県（以下「両県」という。）は、新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の新産業都市建設協議会を共同して設置する。

（名称）

- 第二条 前条の新産業都市建設協議会は、中海地区新産業都市建設協議会（以下「協議会」という。）という。

（会長及び副会長）

- 第三条 協議会の会長は、両県の知事が協議して定める知事をもつて充てる。

- 2 協議会に、副会長を置き、会長とならない知事をもつて充てる。

（委員）

- 第四条 法第十六条第五項第三号に規定する委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、両県の知事が協議して定める。

- 2 委員は、両県の知事が協議して定める者を、会長である知事が任命する。

- 3 委員に欠員を生じたときは、会長である知事は、すみやかにその旨を副会長である知事に通知するものとする。

- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会）

- 第五条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
（公議）

第六条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の委員の報酬等)

第七条 協議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、会長である知事がその長である県(以下「会長県」という。)の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

2 会長県の知事は、前項に規定する事項について、条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ両県のうち会長県でない県(以下「副会長県」という。)の知事と協議しなければならない。

3 前項の条例等が制定され、又は改廃されたときは、会長県の知事は、すみやかに副会長県の知事に通知しなければならない。

4 副会長県の知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨及び当該条例等の制定又は改廃の内容を公表しなければならない。

(幹事)

第八条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、両県の知事が協議して定める者を会長である知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について、会長、副会長及び委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は、会長県においてつかさどる。

(負担金)

第十条 協議会に関する両県の負担金の額は、両県の知事が協議により定める。

2 副会長県の知事は、前項の規定による負担金を会長県に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期は、両県の知事が協議により定める。

(会計)

第十一条 協議会に関する会長県の予算は、特別会計とする。

(決算報告)

第十二条 会長県の知事は、協議会に関する決算を当該県の議会の認定に付したときは、当該決算を副会長県の知事に報告しなければならない。

(雑則)

第十三条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、両県の知事が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十二年一月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十二年一月十六日から施行する。

昭和四十二年一月十二日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

12の項の次に次の一項を加える。

13 踏切の通行禁止

場 所	踏切の名称	禁止の種類
岩美郡岩美町大字新井字惣座 二七三番地の四地先	山陰本線 新井里道	同上踏切自動車(軽自動車、自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。)の通行を禁止する。
岩美郡岩美町大字本庄字五反 田一二六番地の一地先	"	"
岩美郡福部村大字箭溪字小倉 二三五番地の二地先	"	"
鳥取市滝山字高路六〇一番地の 一地先	上野	"

鳥取市安長字中坪九九番地の 二地先	"	千代水 第一	"
鳥取市安長字非手添六〇番地 の二地先	"	千代水 第二	"
鳥取市湖山町字大寺屋南方 二、八〇〇番地の一地先	"	大寺屋	"
鳥取市湖山町字産水東方三、 一三五番地の一地先	"	堀越第一	"
気高郡気高町大字日光字宮の 前六二三番地の地先	"	越路谷	"
気高郡気高町大字勝見字向田 一三三番地の地先	"	大橋川道	"
気高郡気高町大字勝見字東山 崎六七二番地の地先	"	勝見	同上踏切車両の通行を禁 止する。
気高郡気高町大字八束水字山 崎八一三番地の地先	"	八束水	同上踏切自動車(軽自動 車、自動二輪車及び小型 特殊自動車を除く。)の 通行を禁止する。
気高郡気高町大字八束水字小 坂小谷合七、〇八六番地の地先	"	姫路	"
気高郡青谷町大字青谷字村内 四、四五八番地の地先	"	田内	"

西伯郡名和町大字富長字東下ノ原一三五の一番地地先	"	富長第一	"
西伯郡名和町大字富長字木戸口五七〇の一番地地先	"	富長第三	"
西伯郡名和町大字富長字矢倉六三七の一番地地先	"	富長第四	"
西伯郡名和町大字大塚字西六反六六二の一番地地先	"	塚根	"
西伯郡名和町大字大塚字殿信二五七の一番地地先	"	大塚第一	"
西伯郡名和町大字大塚字四反田二〇一の一番地地先	"	大塚第二	"
西伯郡名和町大字大塚字宮ノ下一、〇四〇の一番地地先	"	福田	"
西伯郡大山町稲光字王子上一五番地地先	"	唐王	"
西伯郡大山町稲光字寺ノ上六一九の一番地地先	"	稲光第一	"
西伯郡大山町稲光字繩手先六二六の一番地地先	"	稲光第二	"

西伯郡大山町稲光字里坊六七六の一番地地先	"	稲光第三	"
西伯郡大山町安原横ノ木二四五の一番地地先	"	安原第一	"
西伯郡大山町安原字横ノ木二四九の一番地地先	"	安原第二	"
西伯郡大山町安原字洞戸四八八の一番地地先	"	安原第三	"
米子市二本木字茶畑前三七七の一番地地先	"	茶畑	"
米子市車尾字壺丁田八四九の一番地地先	"	西米川	"
鳥取市吉方字狭間一四四番地の四地先	因美線	富安第一	"
鳥取市吉方字七持八七番地の一地先	"	富安第二	"
鳥取市吉成字下樋井三八番地の三地先	"	袋川道	"
鳥取市雲山字背戸田一一三番地の六地先	"	八丁畷	"

八頭郡八東町大字才代字上石橋一〇四番地の五地先	八頭郡八東町大字徳丸字貫輪一、二二六番地の三地先	八頭郡八東町大字徳丸字禰之尾一、二一六番地の三地先	八頭郡八東町大字重枝字梅ヶ坪一三番地の三地先	八頭郡八東町大字富枝字柿木田四三四番地の三地先	八頭郡八東町大字日田字野口前六四番地の三地先
〃	〃	〃	〃	〃	〃
才代第二	徳丸第一	徳丸第二	重枝	富枝	野口
〃	〃	〃	〃	〃	〃